

株 主 各 位

山形県寒河江市幸町4番27号
日東ベスト株式会社
代表取締役社長 大沼一彦

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言及び都道府県における緊急事態措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応を強く要請される事態に至っており、未だ収束しておりません。この事態を受け、当社において慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染リスクを避けるため、極力、郵送（議決権行使書面）により事前の議決権行使をいただき、本株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 山形県寒河江市幸町4番27号 日東ベスト株式会社本店会議室
3. 会議の目的事項
 - 報告事項
 1. 第82期（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第82期（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件

（裏面に続く）

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nittobest.co.jp/>) に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス対策にかかるお願い>

株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。
ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ◎ 当社の役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ◎ 会場受付にアルコール消毒液を設置いたします。ご入場の際にはマスクの持参・着用と併せて消毒液の使用をお願い申し上げます。
- ◎ 会場入口付近での検温にご協力をお願い申し上げます。37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場の制限等をさせていただきます。
- ◎ 座席につきまして、従来よりも間隔を空けた配置としております。お席は受付順でご案内し、満席の際にはご入場をお控えいただく場合がございます。
- ◎ 本総会においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告含む）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎ 今回の株主総会につきましては、総会後の懇親会並びにお土産のご用意はございません。あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

以 上

(添付書類)

事業報告 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかな景気回復基調で推移しておりましたが、2月以降、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大によるインバウンド需要の減少や休校・外出自粛要請等により国内経済は甚大な影響を受けております。

食品業界におきましては、消費者の安全・安心への意識の高まりや低価格志向継続、競争激化等厳しい経営環境で推移いたしました。さらに上記状況から、給食を含む外食産業が大きく影響を受けております。

このような環境のなかで、当社グループにおきましては、販売力の強化、お客様のニーズを捉えた商品開発、お客様への迅速な対応に努めて参りました。その結果、当連結会計年度における売上高は、542億6千1百万円（前年同期比3.5%増）となりました。

利益面に関しましては、営業利益は13億3千6百万円（前年同期比40.9%増）、経常利益は14億4千6百万円（前年同期比38.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は日配食品部門での減損損失の計上により4億5千2百万円（前年同期比37.2%減）となりました。

事業部門の区分別の売上高は、次のとおりであります。

【冷凍食品部門】

冷凍食品部門につきましては、432億6千3百万円（前年同期比1.6%増）となりました。

【日配食品部門】

日配食品部門につきましては、76億2千7百万円（前年同期比11.4%増）となりました。

【缶詰部門等】

缶詰部門等につきましては、33億7千万円（前年同期比11.1%増）となりました。

なお、3月以降は新型コロナウイルスの感染拡大による影響を大きく受けております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は13億7千6百万円であり、主なものは次のとおりであります。

寒河江工場 工場建屋増改築及び缶詰製造設備等の増設

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達として記載すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による世界的な消費の落ち込みや生産活動の停滞等、世界及び国内経済の大きな減速が予測されます。

食品業界におきましては、少子高齢化等による社会構造の変化や業態を超えた競争の激化により厳しい状態が続いており、また異物混入防止や放射能、アレルゲンへの対応も含めた安全・安心な食の提供や環境問題への対応等、企業に求められる社会的責任が増大してきている事に加え、新型コロナウイルスによる影響から、業務用食品業界においてはより厳しい状況となっております。

当社グループでは、このような環境変化へ対応するとともに、お客様ニーズの収集に努めて顧客満足を推進し、品質の維持向上と安全・安心な商品の安定的な供給体制を維持するために検査・分析能力等の更なる充実を図り、グループ全体の収益性の向上に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	51,354	52,253	52,449	54,261
経 常 利 益 (百万円)	1,655	1,497	1,044	1,446
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,159	1,003	720	452
1株当たり当期純利益 (円)	95.90	82.98	59.55	37.42
総 資 産 (百万円)	37,142	38,729	40,777	38,597
純 資 産 (百万円)	13,017	13,777	14,149	14,128
1株当たり純資産 (円)	1,025.40	1,095.49	1,133.56	1,136.87

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数によって算出しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
九州ベストフーズ株式会社	90百万円	100.0%	冷凍食品の製造販売
関西ベストフーズ株式会社	20	100.0	冷凍食品の製造販売
株式会社爽健亭	50	100.0	日配食品の製造販売
JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED	1,200	51.0	加工食品の製造販売

当連結会計年度の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め5社、持分法適用会社1社であります。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

冷凍食品・日配食品・缶詰・袋詰・その他食料品の製造販売及び畜産物の加工販売であります。

8. 主要な事業所

(1) 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	山形県寒河江市	東 根 工 場	山形県東根市
営 業 本 部	千葉県船橋市	大 谷 工 場	山形県西村山郡朝日町
札 幌 支 店	北海道札幌市	天 童 工 場	山形県天童市
東 北 支 店	山形県寒河江市	本 楯 工 場	山形県寒河江市
関 信 越 支 店	群馬県高崎市	神 町 工 場	山形県東根市
東 京 支 店	千葉県船橋市	山 形 工 場	山形県山形市
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市	学 校 給 食 セ ン タ ー	山形県寒河江市
大 阪 支 店	大阪府吹田市	中 央 研 究 所	山形県寒河江市
広 島 支 店	広島県広島市	山 形 配 送 セ ン タ ー	山形県山形市
九 州 支 店	福岡県八女郡広川町	関 東 配 送 セ ン タ ー	千葉県船橋市
寒 河 江 工 場	山形県寒河江市	関 西 配 送 セ ン タ ー	滋賀県大津市
高 松 工 場	山形県寒河江市	九 州 配 送 セ ン タ ー	佐賀県鳥栖市

(2) 子会社

会 社 名	所 在 地
九 州 ベ ス ト フ ー ズ 株 式 会 社	福岡県八女郡広川町
関 西 ベ ス ト フ ー ズ 株 式 会 社	滋賀県甲賀市
株 式 会 社 爽 健 亭	神奈川県横浜市
JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED	ベトナム社会主義共和国ドンナイ省

9. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 子	723名	4名増	43.2歳	15.1年
女 子	683	70名増	38.7	11.1
合計又は平均	1,406	74名増	41.0	13.2

(注) 上記には、臨時従業員960名は含まれておりません。

10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
農 林 中 央 金 庫	4,317百万円
株 式 会 社 山 形 銀 行	3,905
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	968
山 形 市	857
株 式 会 社 荘 内 銀 行	733

(注) (1) 農林中央金庫の借入金残高には社債の残高600百万円が含まれております。

(2) 株式会社みずほ銀行の借入金残高には社債の残高400百万円が含まれております。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 24,000,000株
2. 発行済株式の総数 12,098,165株（自己株式4,495株を除く）
3. 株主数 1,255名（前期末比45名減少）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 東 ベ ス ト 取 引 先 持 株 会	1,334,000株	11.02%
有 限 会 社 ウ チ ダ ・ コ ー ポ レ ー ト	941,400	7.78
日 東 ベ ス ト 従 業 員 持 株 会	693,000	5.72
農 林 中 央 金 庫	605,010	5.00
株 式 会 社 山 形 銀 行	600,000	4.95
株 式 会 社 ウ チ ダ ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	527,000	4.35
内 田 淳	343,128	2.83
鈴 木 俊 幸	306,507	2.53
国 分 グ ル ー プ 本 社 株 式 会 社	293,611	2.42
東 洋 製 罐 グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	291,391	2.40

（注） 持株比率は、自己株式（4,495株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	内田 淳	青島日東食品有限公司代表取締役 有限会社ウチダ・コーポレート代表取締役社長 株式会社ウチダ・ホールディングス代表取締役
代表取締役社長	大沼 一彦	関西ベストフーズ株式会社代表取締役社長 株式会社機能性ペプチド研究所代表取締役社長
専務取締役	塚田 莊一郎	営業本部長兼海外事業本部長 九州ベストフーズ株式会社代表取締役社長
常務取締役	鈴木 清信	商品企画部長
常務取締役	佐藤 光義	生産本部長
常務取締役	内田 真帆子	営業企画部長
取締役	松田 企一	研究部長
取締役	長瀬 信裕	生産本部副本部長兼生産技術部長
取締役	阿部 正一	営業本部副本部長（東日本担当）
取締役	遠藤 雅芳	品質保証部長
取締役	渡邊 昭秀	営業本部副本部長（西日本担当）
取締役	小関 徹	経理部長
取締役	伊藤 浩志	加工技術部長
取締役	遠藤 雅明	総務人事部長
取締役	黒沼 憲	税理士法人黒沼共同会計事務所代表社員
常勤監査役	横塚 直樹	
監査役	村山 永	村山永法律事務所所長
監査役	小野 クナ子	寒河江市社会福祉協議会会長

- (注) (1) 取締役黒沼憲氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
(2) 監査役村山永、小野クナ子の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
(3) 取締役黒沼憲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
(4) 監査役村山永氏は、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
(5) 取締役黒沼憲、監査役村山永の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	21名 (1)	300百万円 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	23 (4)
合 計	24	323

- (注) (1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- (2) 取締役の報酬限度額は、平成6年1月6日開催の臨時株主総会において年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- (3) 監査役の報酬限度額は、平成6年1月6日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
- (4) 取締役の支給額には、令和元年6月26日開催の第81期定時株主総会決議に基づき、退任取締役6名に対し支給した役員退職慰労金128百万円を含んでおります。
- (5) 取締役及び監査役の支給額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した17百万円（取締役15百万円、監査役1百万円）を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職の状況及び主な活動状況
取 締 役	黒 沼 憲	公認会計士として税理士法人黒沼共同会計事務所の代表社員に就任しております。 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	村 山 永	弁護士として村山永法律事務所の所長に就任しております。 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	小 野 クナ子	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

- (注) (1) 取締役黒沼憲氏が兼職している税理士法人黒沼共同会計事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
- (2) 監査役村山永氏が兼職している村山永法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
- (3) 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外役員は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30

- (注) (1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
- (2) 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査報酬の見積りの算出根拠、及び、当該事業年度における会計監査人の職務の執行状況の妥当性や適正性を確認した結果、当該報酬等の額は相当、妥当であると判断いたしました。
- (3) 当社の子会社であるJAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容とすることを監査役会で審議し決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、平成18年5月11日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、これを適宜見直し、改善していくことで業務の適正性を確保しております。直近では令和2年5月27日開催の取締役会において、①⑥⑦の項目を改定いたしました。改定後の基本方針及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

<体制>

- ・ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、当社グループ全体の企業行動規範を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
- ・ 当社グループ全体のコンプライアンスを統括する担当役員を任命するとともに、コンプライアンス統括部門を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握及び役職員に対する指導、啓発、研修等を行う。
- ・ 当社の企業行動が法的、社会的、道義的責任を全うするため社外の委員による企業倫理委員会を設置し、また、企業内における法令違反や不正行為の情報収集と発生防止のためコンプライアンス目安箱を設置する。

<運用状況の概要>

- ・ 毎週グループ速報でグループ企業行動規範の周知徹底を図っており、幹部会や全体会等の会議では、全出席者がコンプライアンス（法令遵守）の重要性を確認することとしております。
- ・ 内部監査室が事務局となり、社外の有識者、弁護士、学識経験者からなる企業倫理委員会を開催しております。また、企業内における法令違反や不正行為の情報収集と発生防止のためのコンプライアンス目安箱を設置しており、通報について、通報者保護に努めるとともに、コンプライアンス担当役員が企業倫理委員及び監査役会の助言などをもとに適切に対応しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

<体制>

- ・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程等に従い適切に保存及び管理する。

<運用状況の概要>

- ・取締役の職務の執行に係る情報・文書は、法令及び関係規程に従って適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

<体制>

- ・リスク管理を統括する部門を設置し、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

<運用状況の概要>

- ・法令やリスク管理の担当部署を明確にし、法令改正や事故等の新たな経営リスクの発生を監視するとともに、取締役会等でリスク等の影響と対応策の検討、必要に応じて、規程、業務の見直し等を図っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

<体制>

- ・中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。
- ・取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。また、会長、社長等によって構成される経営会議において、取締役会の決定事項の事前審議や取締役会から権限を委譲された範囲内での経営の重要事項の審議を行う。

<運用状況の概要>

- ・中期計画『サクセス2020』を策定し、各部門において本計画の周知徹底を図り、計画達成に向けて事業を推進しております。
- ・取締役会を14回開催し、経営方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項等の業務執行を決定し、監督しております。経営会議は23回開催し、業務の効率的執行を図ることに努めております。なお、経営会議のもとに販売、生産、開発、管理、予算の5つの分科会を置き、さらなる業務の効率的執行を図っております。

⑤ 会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

<体制>

- ・子会社の業務の適正を確保するための基本方針
当社の企業行動規範に従い、コンプライアンス体制の構築に努める。
- (1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は当社の企業行動規範に従い、重要事項については必要により経営会議及び取締役会に報告し、決裁を受ける。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 子会社の損失の危険の管理に関する規程として、子会社の経営環境等に応じて、諸規程等を制定し、適切な運用を図る。
 - 2) 当社のリスクマネジメントにおける審議は、子会社に関わる事項を含むものとする。
また、子会社の投融資についても、当社の稟議決裁規程に基づき審議する。
- (3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営環境等に応じて、当社の指定する規程類を制定し、実効性あるものとして運用されている状態を定着させるよう努める。
- (4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 子会社の経営環境等に応じて、当該会社の役員・従業員等に対して、法令及び企業行動規範の遵守を徹底させる。
 - 2) 当社の内部監査室は、子会社に対して必要に応じてヒアリングを行う。

<運用状況の概要>

- ・子会社の取締役会には子会社の取締役に選任された当社の取締役が出席し、適宜意見を述べており、また、子会社において、重要事項を決定する場合は随時報告を受け、当社においても十分な協議・検討を行っております。
- ・当社の内部監査室は、子会社に対して、監査計画に基づき、業務全般にわたり監査を実施し、業務の適正な運営・社内規程との整合性を監査するとともに、業務の改善・効率化の推進に努めております。

⑥ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

<体制>

- ・ 監査役を補助すべき使用人を監査役会事務局に置き、必要な人員を配置する。
- ・ 監査役会事務局の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

<運用状況の概要>

- ・ 現在、監査役から職務を補助すべき使用人を監査役会事務局として置くことを求められておりませんが、総務人事部及び経理部のスタッフが必要に応じて監査役会をサポートしております。

⑦ 会社並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

<体制>

- ・ 監査役が重要会議への出席、決裁稟議の内容報告、部署、子会社等の調査を通じて、取締役の職務の執行について、逐次チェックすることができる体制を整備する。
- ・ 内部監査室が監査役に対して、その監査計画及び監査結果について定期的に報告を行い、監査役との情報の共有化を図る。
- ・ 会社並びに子会社の役員及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- ・ 前記報告を行ったことを理由に解雇、配転、差別等の不利益を与えることはない。

<運用状況の概要>

- ・ 監査役会監査計画に従って、監査役の経営会議等の重要会議への出席、決裁稟議の内容報告、事業所等の往査等に対応しております。
- ・ 内部監査室は内部監査の結果を監査役に定期的に報告するとともに、不正行為・事故等の情報は担当部署から監査役に対して適宜報告・説明しております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<体制>

- ・取締役は監査役による監査に協力し監査に係る費用については監査の実効性を確保すべく必要な予算を措置する。
- ・会計監査人が監査実施状況の報告等を定期的に行う。
- ・代表取締役との定期・随時の懇談を通じて情報共有を確保する。

<運用状況の概要>

- ・取締役は監査役による監査に協力し監査に係る費用については監査の実効性を確保すべく必要な予算を措置しております。
- ・会計監査の適正を確保するため、会計監査人は監査実施状況の報告等を定期的に行っております。
- ・代表取締役との定期・随時の懇談を通じて情報共有を確保しております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

◎ 本事業報告中の記載金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	(18,369,117)	流動負債	(16,138,022)
現金及び預金	1,350,985	支払手形	759,371
受取手形	1,287,798	電子記録債権	2,078,277
売掛金	8,442,089	買掛金	3,980,763
有価証券	170,000	短期借入金	4,000,000
商品及び製品	3,550,554	一年以内返済長期借入金	1,887,442
仕掛品	154,236	リース債務	1,642
原材料及び貯蔵品	2,420,818	未払金	1,638,030
前払費用	139,332	未払法人税等	226,091
未収入金	616,622	未払消費税等	118,113
その他	577,731	未払費用	632,267
貸倒引当金	△341,050	賞与引当金	352,293
固定資産	(18,496,762)	設備支払手形	428,312
有形固定資産	(14,887,681)	その他	35,417
建物	6,019,492	固定負債	(7,700,077)
構築物	273,836	社債	1,000,000
機械及び装置	5,335,279	長期借入金	4,625,369
車輻運搬器具	28,243	退職給付引当金	1,190,815
工具器具備品	146,946	役員退職慰労引当金	148,906
土地	3,063,567	長期未払金	265,840
建設仮勘定	20,315	長期預り金	469,146
無形固定資産	(122,555)	負債合計	23,838,099
電話加入権	4,440	純資産の部	
ソフトウェア	104,158	株主資本	(12,883,066)
その他	13,956	資本金	(1,474,633)
投資その他の資産	(3,486,524)	資本剰余金	(1,707,937)
投資有価証券	1,517,885	資本準備金	1,707,937
関係会社株式	547,249	利益剰余金	(9,704,675)
その他の関係会社有価証券	612,000	利益準備金	229,070
出資	11,678	その他利益剰余金	9,475,605
長期貸付金	78,978	別途積立金	5,487,100
長期前払費用	11,409	繰越利益剰余金	3,988,505
前払年金費用	82,459	自己株式	(△4,179)
繰延税金資産	477,373	評価・換算差額等	(144,713)
長期差入保証金	62,924	その他有価証券評価差額金	144,713
保険積立金	95,605	純資産合計	13,027,780
貸倒引当金	△11,038	負債・純資産合計	36,865,880
資産合計	36,865,880		

損益計算書

(自平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	54,189,741
売上原価	44,405,526
売上総利益	9,784,214
販売費及び一般管理費	8,617,831
営業利益	1,166,382
営業外収益	
受取利息及び配当金	143,619
補助金収入	79,343
受取補償金	14,899
その他	17,721
営業外費用	
支払利息	97,377
その他	7,910
経常利益	1,316,679
経常外損失	
固定資産売却損	1,369
固定資産除却損	47,708
その他	0
当期純利益	1,267,601
法人税、住民税及び事業税	334,330
法人税等調整額	△19,008
当期純利益	952,280

株主資本等変動計算書

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,474,633	1,707,937	1,707,937
当 期 変 動 額			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,474,633	1,707,937	1,707,937

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	229,070	5,487,100	3,217,697	8,933,867	△4,179	12,112,259
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△181,472	△181,472		△181,472
当 期 純 利 益		952,280	952,280	952,280		952,280
当 期 変 動 額 合 計	—	—	770,807	770,807	—	770,807
当 期 末 残 高	229,070	5,487,100	3,988,505	9,704,675	△4,179	12,883,066

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	356,732	356,732	12,468,991
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△181,472
当 期 純 利 益			952,280
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△212,019	△212,019	△212,019
当 期 変 動 額 合 計	△212,019	△212,019	558,788
当 期 末 残 高	144,713	144,713	13,027,780

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法
子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに機械及び装置、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用については、その発生時に費用処理しており、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,631,873千円
長期金銭債権	72,717千円
短期金銭債務	881,639千円
長期金銭債務	1,134千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 30,011,054千円

(4) 担保に供している資産

建 物	4,682,963千円
機械及び装置	1,476,968千円
土 地	2,043,750千円
計	8,203,682千円

担保に係る債務

短期借入金	2,843,250千円
一年以内返済長期借入金	1,410,714千円
長期借入金	4,055,179千円
	8,309,143千円

(5) 保証債務

次の子会社について、銀行からの借入に対し債務保証を行っております。

JAPAN BEST FOODS COMPANY
LIMITED 122,003千円 (26,522百万ベトナムドン)

上記の外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高

売 上 高	4,352,580千円
その他の営業取引高	11,163,365千円
営業取引以外の取引高	125,070千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
普通株式	4,495	—	—	4,495

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	336,940千円
賞与引当金	112,713千円
貸倒引当金	107,035千円
役員退職慰労引当金	45,267千円
その他	127,171千円

繰延税金資産小計 729,127千円

評価性引当額 △185,097千円

繰延税金資産合計 544,030千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △66,656千円

繰延税金負債合計 △66,656千円

繰延税金資産の純額 477,373千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

名 称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
		役員の兼任等	事業上の関係				
(株) 爽 健 亭	100%	兼任2名	製品・半製品・材料売上 及び商品仕入	売 上 高	3,928,108千円	売 掛 金	688,938千円
				商品仕入高	3,720,080千円	買 掛 金	432,796千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定条件

当社の材料の有償支給価格については、原価及び市場価格を勘案し交渉の上決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,076円84銭
- (2) 1株当たり当期純利益 78円71銭

独立監査人の監査報告書

令和2年5月27日

日東ベスト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

山形事務所

指定有限責任社員 公認会計士 有 倉 大 輔 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 克 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東ベスト株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	(18,698,080)	流動負債	(16,160,001)
現金及び預金	2,243,253	支払手形及び買掛金	4,058,006
受取手形及び売掛金	9,456,012	電子記録債務	2,078,277
有価証券	170,000	短期借入金	4,183,803
商品及び製品	3,524,095	一年以内返済長期借入金	1,887,442
仕掛品	182,002	リース債務	1,642
原材料及び貯蔵品	2,649,834	未払金	1,798,360
その他	644,989	未払法人税等	280,989
貸倒引当金	△172,107	賞与引当金	427,052
固定資産	(19,899,672)	その他の他	1,444,426
有形固定資産	(15,454,767)	固定負債	(8,309,260)
建物及び構築物	6,700,444	社債	1,000,000
機械装置及び運搬具	5,556,317	長期借入金	4,695,989
工具、器具及び備品	154,792	退職給付に係る負債	1,726,641
土地	2,952,277	役員退職慰労引当金	152,703
建設仮勘定	90,935	その他の他	733,927
無形固定資産	(123,735)	負債合計	24,469,262
その他	123,735	純資産の部	
投資その他の資産	(4,321,170)	株主資本	(13,779,092)
投資有価証券	3,259,538	資本金	1,474,633
長期貸付金	6,261	資本剰余金	1,707,937
繰延税金資産	790,078	利益剰余金	10,600,700
その他	266,225	自己株式	△4,179
貸倒引当金	△933	その他の包括利益累計額	(△25,086)
資産合計	38,597,753	その他有価証券評価差額金	153,708
		為替換算調整勘定	△5,778
		退職給付に係る調整累計額	△173,017
		非支配株主持分	(374,486)
		純資産合計	14,128,491
		負債・純資産合計	38,597,753

連結損益計算書

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		54,261,974
売上原価		42,999,470
売上総利益		11,262,504
販売費及び一般管理費		9,926,134
営業利益		1,336,369
営業外収益		
受取利息	4,219	
受取配当金	25,889	
持分法による投資利益	86,011	
補助金収入	79,343	
受取補償金	14,899	
その他	14,431	224,794
営業外費用		
支払利息	105,902	
その他	8,389	114,291
経常利益		1,446,872
経常外損失		
固定資産売却損	1,369	
固定資産除却損	47,708	
減損	660,238	
その他	0	709,315
税金等調整前当期純利益		737,557
法人税、住民税及び事業税	423,027	
法人税等調整額	△86,457	336,570
当期純利益		400,986
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△51,755
親会社株主に帰属する当期純利益		452,742

連結株主資本等変動計算書

(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,474,633	1,707,937	10,329,430	△4,179	13,507,822
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△181,472		△181,472
親会社株主に帰属 する当期純利益			452,742		452,742
当 期 変 動 額 合 計	—	—	271,269	—	271,269
当 期 末 残 高	1,474,633	1,707,937	10,600,700	△4,179	13,779,092

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	368,129	3,660	△165,630	206,160	435,310	14,149,293
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△181,472
親会社株主に帰属 する当期純利益						452,742
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△214,421	△9,439	△7,386	△231,247	△60,824	△292,071
当 期 変 動 額 合 計	△214,421	△9,439	△7,386	△231,247	△60,824	△20,801
当 期 末 残 高	153,708	△5,778	△173,017	△25,086	374,486	14,128,491

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
主要な連結子会社の名称	九州ベストフーズ株式会社 関西ベストフーズ株式会社 株式会社機能性ペプチド研究所 株式会社爽健亭 JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITED

主要な非連結子会社の名称等

青島日東食品有限公司
(連結の範囲から除いた理由)
上記の非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数	1社
主要な会社等の名称	日東アリマン株式会社
持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等	青島日東食品有限公司 (持分法を適用しない理由)

上記の持分法非適用会社は、連結純利益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社5社のうち、JAPAN BEST FOODS COMPANY LIMITEDの決算日は12月31日ではありますが、決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社5社のうち、下記4社の決算日は、連結決算日と一致しております。

九州ベストフーズ株式会社
関西ベストフーズ株式会社

株式会社機能性ペプチド研究所
株式会社爽健亭

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

満期保有目的の債券 償却原価法

そ の 他 有 価 証 券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

た な 卸 資 産

製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに機械及び装置、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

無 形 固 定 資 産

定額法

(リース資産を除く)

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

- ③ 重要な引当金の計上基準
- | | |
|-----------|---|
| 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| 役員退職慰労引当金 | 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。 |
- ④ 消費税等の処理方法
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法
- | | |
|-------------------------|---|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 |
| 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法 | 過去勤務費用については、その発生時に費用処理しており、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 |
- ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 30,662,022千円

(3) 担保に供している資産

建 物	4,682,963千円
機械及び装置	1,476,968千円
土 地	2,043,750千円
計	8,203,682千円

担保に係る債務

短 期 借 入 金	2,843,250千円
一年以内返済長期借入金	1,410,714千円
長 期 借 入 金	4,055,179千円
計	8,309,143千円

(4) 受取手形割引高 2,330千円

3. 連結損益計算書に関する注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	12,102,660	—	—	12,102,660

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
令和元年6月26日 定時株主総会	普通株式	181,472	15.00	平成31年 3月31日	令和元年 6月27日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	145,177	12.00	令和2年 3月31日	令和2年 6月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により行い、また、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産で行う方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。有価証券は譲渡性預金等であります。また、投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金及び社債の用途については、運転資金及び設備投資資金であり、長期借入金は固定金利にすることで支払金利の変動リスクを回避しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
① 現金及び預金	2,243,253	2,243,253	—
② 受取手形及び売掛金	9,456,012	9,456,012	—
③ 有価証券	170,000	170,000	—
④ 投資有価証券			
その他有価証券	1,076,893	1,076,893	—
⑤ 支払手形及び買掛金	(4,058,006)	(4,058,006)	—
⑥ 電子記録債務	(2,078,277)	(2,078,277)	—
⑦ 短期借入金	(4,183,803)	(4,183,803)	—
⑧ 未払金	(1,798,360)	(1,798,360)	—
⑨ 社債	(1,000,000)	(993,688)	△6,311
⑩ 長期借入金	(6,583,431)	(6,577,717)	△5,713

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

⑤ 支払手形及び買掛金、⑥ 電子記録債務、⑦ 短期借入金、⑧ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑨ 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑩ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価等を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,774,525
非上場優先出資証券	408,119

これらについては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,136円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 37円42銭 |

7. その他の注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

(単位：千円)

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	神奈川県横浜市	建物及び構築物	94,296
		機械装置及び運搬具	129,593
		工具、器具及び備品	628
		土地	435,719
		合計	660,238

当社グループは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングをしております。

当連結会計年度において、日配食品部門の事業用資産の一部について、収益性の回復が遅れているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額660,238千円を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価等に基づき算定しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年5月27日

日東ベスト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

山形事務所

指定有限責任社員 公認会計士 有 倉 大 輔 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 克 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東ベスト株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東ベスト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして事業報告に記載されている会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月27日

日東ベスト株式会社 監査役会

常勤監査役 横塚直樹 ㊟

社外監査役 村山永 ㊟

社外監査役 小野クナ子 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を経営の重要課題として、経営基盤の強化と収益力の向上に努めるなか、株主資本の充実をはかり、長期的な視点と業績を勘案しながら利益配分を行います。

第82期の期末配当につきましては、当期の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は145,177,980円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和2年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営基盤の一層の強化を図るため、取締役1名の追加選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本取締役候補者の任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
嵯峨秀夫 (昭和35年3月28日生)	昭和58年4月 当社入社 平成19年4月 当社爽健亭事業本部副本部長 平成28年4月 (株)爽健亭代表取締役(現在)	700株

(注) 取締役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役村山永氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
村山 永 (昭和35年8月26日生)	平成2年4月 東京弁護士会へ弁護士登録 平成6年8月 山形県弁護士会へ弁護士登録 平成6年8月 村山永法律事務所開設 村山永法律事務所所長（現在） 平成24年6月 当社社外監査役（現在）	- 株

- (注) (1) 監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
- (2) 村山永氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。弁護士としてこれまで培ってきたその経験と識見を当社の監査体制の一層の強化へ活かすため、社外監査役の候補者として選任をお願いするものであります。
- (3) 同氏は、弁護士として、法務に精通しており監査に関する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (4) 同氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- (5) 同氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、8年であります。
- (6) 同氏が社外監査役に就任した場合には、当社と同氏は会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を継続する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額といたします。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありますEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できること、当社の事業規模、事業形態に適した監査や監査費用の適切性と妥当性の評価、会計監査人の独立性、専門性、品質管理体制等を総合的に検討した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

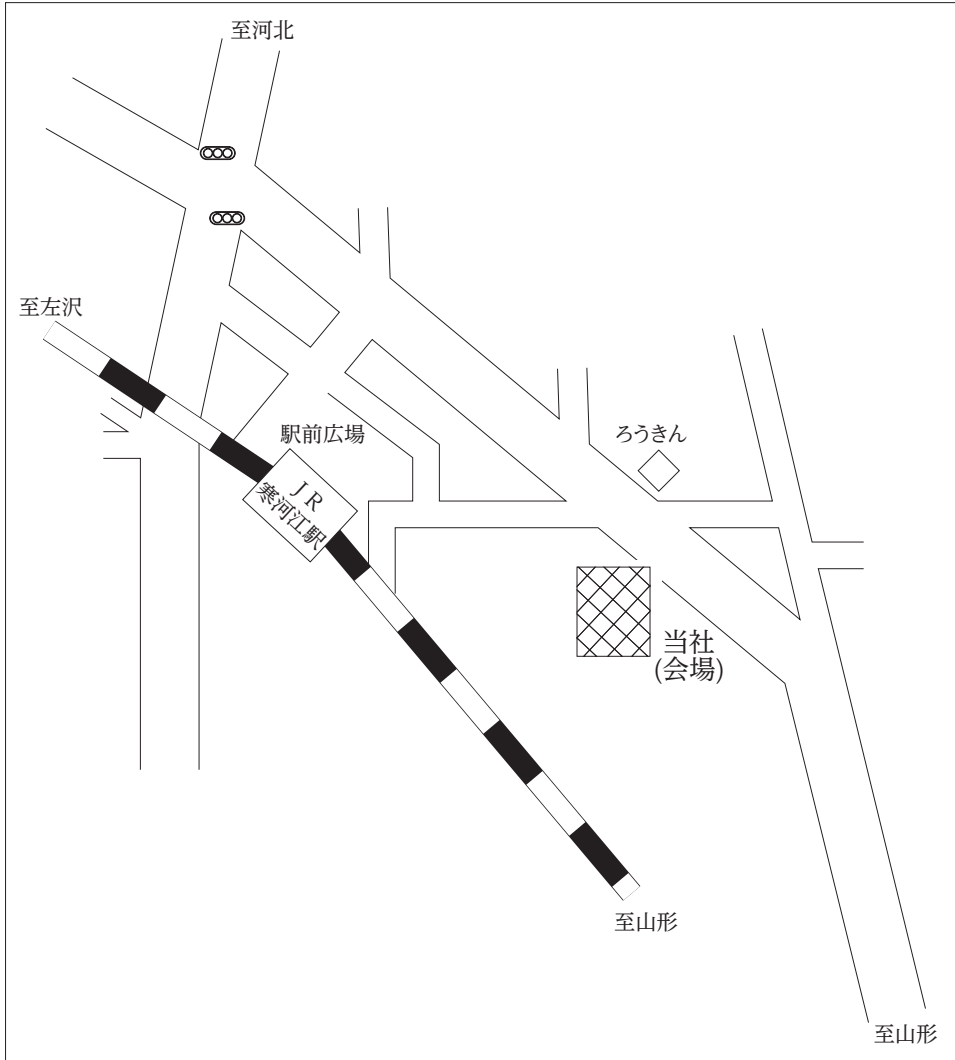
(令和2年3月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂一丁目2番7号赤坂Kタワー	
沿 革	昭和46年9月 太陽監査法人設立 平成6年10月 グラントソントンインターナショナル加盟 平成18年1月 A S G監査法人と合併し太陽A S G監査法人となる 平成20年7月 有限責任組織形態への移行に伴い、社名を太陽A S G有限責任監査法人に変更 平成26年10月 社名を太陽有限責任監査法人に変更 平成30年7月 優成監査法人と合併	
監査関与会社	金融商品取引法・会社法監査 : 239社 金融商品取引法監査 : 24社 会社法監査 : 145社 信用金庫・信用組合監査 : 19社 独立行政法人監査 : 5社 国立大学法人監査 : 1社 学校法人監査 : 49社 社会福祉法人監査 : 12社 医療法人監査 : 10社 社団法人・財団法人・その他非営利 : 44社 その他法定監査 : 95社 その他の任意監査 : 316社 合計 : 959社	
構成人員	代表社員・社員 : 81名 特定社員 : 3名 公認会計士 : 291名 公認会計士試験合格者等 : 173名 その他専門職 : 190名 事務職員 : 81名 常勤合計 : 819名 非常勤 : 229名 合計 : 1,048名	

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 山形県寒河江市幸町4番27号
日東ベスト株式会社本店会議室
電話番号 0237-86-2100



● JR左沢線寒河江駅 下車 徒歩3分